

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	令和元年9月9日
【発行者名】	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 関崎 司
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
【事務連絡者氏名】	山本 亮子
【電話番号】	03-5224-3400
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	イーストスプリング・タイ株式オープン
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

イーストスプリング・タイ株式オープン
(以下「ファンド」ということがあります。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者であるイーストスプリング・インベストメンツ株式会社（以下「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社の依頼により信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

（上記金額には、申込手数料ならびに申込手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）は含まれません。）

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、自動けいぞく投資契約（後記「(12) その他」をご参照ください。以下同じ。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、受益権の取得のお申込みの取扱いを行う第一種金融商品取引業者および登録金融機関（以下「販売会社」といいます。）または下記照会先までお問合せください。その他、原則として計算日の翌日付けの日本経済新聞朝刊にも掲載されます。ファンド名は「タイ株」と略称で掲載されています。

<照会先>

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

電話番号 03 - 5224 - 3400（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス <https://www.eastspring.co.jp/>

(5)【申込手数料】

申込手数料は、3.78%^{*}（税抜3.5%）を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。

^{*}消費税率が10%になった場合は3.85%となります。

申込手数料率は、お申込みの販売会社または前記「(4) 発行（売出）価格」に記載する照会先までお問合せください。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について無手数料で取扱います。

(6)【申込単位】

申込単位は、販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。

申込単位の詳細については、販売会社または前記「(4) 発行（売出）価格」に記載する照会先までお問合せください。

(7)【申込期間】

2019年9月10日から2020年3月9日まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社において取得申込みを取扱います。

販売会社については、前記「(4) 発行（売出）価格」に記載する照会先までお問合せください。

(9)【払込期日】

受益権の取得申込者は、お申込みの販売会社に申込代金を販売会社が定める日までに支払うものとします（詳細については、販売会社にお問合せください。）。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、当ファンドの受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払込まれます。

(10)【払込取扱場所】

原則として、お申込みの取扱いを行った販売会社において払込みを取扱います。

払込取扱場所についてご不明の場合は、前記「(4) 発行（売出）価格」に記載する照会先までお問合せください。

(11)【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権にかかる振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

(12)【その他】

お申込みの方法

受益権の取得申込みは、以下の日にあたる場合を除く販売会社の毎営業日（ただし、収益分配金の再投資にかかる取得申込みの場合は除きます。）に受付けます。

- 1．タイの金融商品取引所の休場日
- 2．タイの銀行休業日
- 3．ルクセンブルグの金融商品取引所の休場日
- 4．ルクセンブルグの銀行休業日

なお、上記1．から4．の受付不可日は、追加または変更されることがあります。

ただし、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた取得申込みの受付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。

お申込みの受付けは、原則として午後3時までに取得申込みが行われ、かつ、当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合には、翌営業日の取扱いとします。

受益権の取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、取得申込みを行うものとします。なお、申込代金には利息は付きません。

収益分配金の受取方法により、収益分配金をそのつど受取る「一般コース」と、税金を差引いた後の収益分配金が自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。お申込みの際に「一般コース」または「自動けいぞく投資コース」のいずれかのコースをお選びいただきます。

「一般コース」および「自動けいぞく投資コース」の名称および取扱いは、販売会社により異なりますので、ご注意ください。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みいただく方は、当ファンドの取得申込みに際して、当ファンドにかかる自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務を規定する約款等を含むものとします。）にしたがって販売会社との間で自動けいぞく投資契約を結んでいただきます。

日本以外の地域における発行
行いません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、主にタイの企業の株式等を投資対象とする投資信託証券に投資を行い、信託財産の成長を目指して運用を行います。

以下、本書において、投資信託または外国投資信託の受益証券（振替受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券（振替投資口を含みます。）を「投資信託証券」といいます。

基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、追加型投信 / 海外 / 株式に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国 内	株 式
追加型投信	海 外	債 券
	内 外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

○当ファンドが該当する商品分類の定義

「追加型投信」... 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

「海外」... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「株式」... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般		日本		
大型株	年2回	北米		
中小型株	年4回	欧州	ファミリー ファンド	あり
債券	年6回	アジア		
一般	（隔月）	オセアニア		
公債	年12回	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
社債	（毎月）	アフリカ		
その他債券	日々	中近東（中東）		
クレジット属性	その他	エマージング		
不動産投信				
その他資産				
（投資信託証券				
（株式））				
資産複合				

（注1）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

（注2）属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

○当ファンドが該当する属性区分の定義

「その他資産（投資信託証券（株式））」... 目論見書または投資信託約款において、投資信託証券を通じて、実質的に株式に投資する旨の記載があるものをいいます。

- 「年2回」... 目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
- 「アジア」... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 「ファンド・オブ・ファンズ」... 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
- 「為替ヘッジなし」... 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

* 上記以外の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

信託金の限度額

信託金の限度額は1,000億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

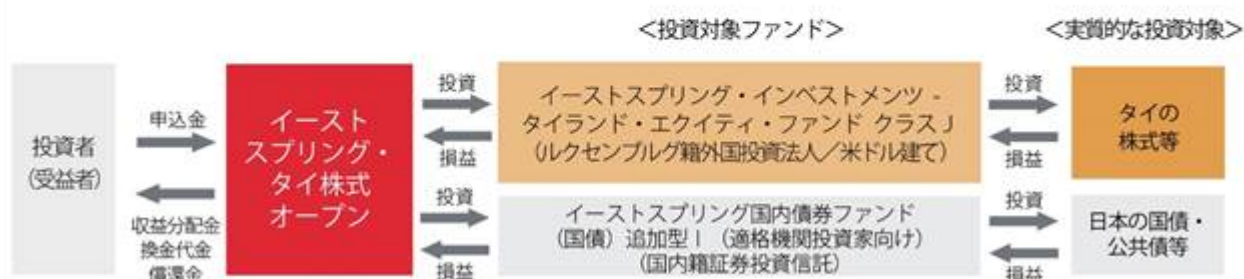
ファンドの特色

1 タイの企業の株式等を実質的に投資を行います。

- ▶ タイにおいて設立または上場している企業ならびにタイにおいて主に事業展開を行う企業の株式および株式関連証券を実質的な主要投資対象とします。

ファンドの仕組み

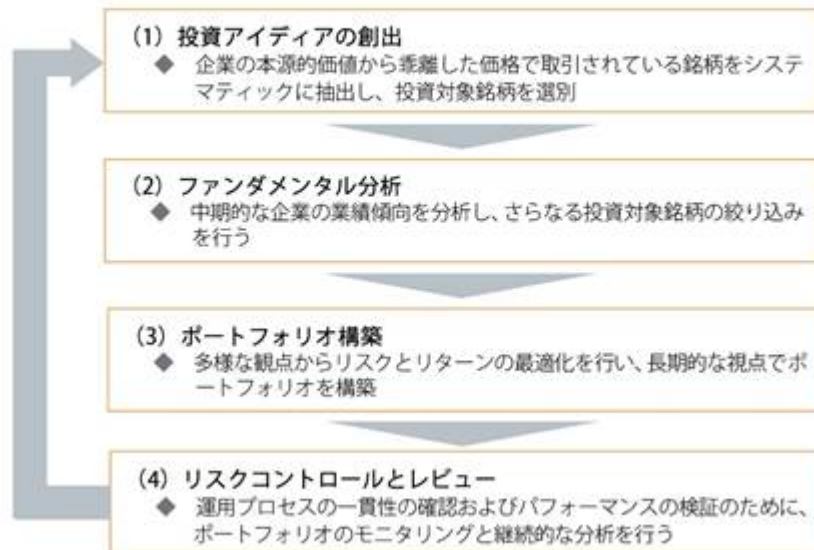
- ▶ 当ファンドは、複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。
- ▶ 原則として、「イーストスプリング・インベストメンツ - タイランド・エクイティ・ファンド クラス」（以下「タイランド・エクイティ」ということがあります。）への投資比率を高位に保ちます。



※ ファンドは実質的にタイの株式に投資するため、その基準価額は株式の値動きに加え、円対タイバーツの為替相場の動きに影響を受けます。

「タイランド・エクイティ」の運用プロセス

- ▶ 個別企業の調査および分析に基づき、銘柄選択を重視した運用を行います。



※ 上記の運用プロセスは今後変更される場合があります。

2 「タイランド・エクイティ」の運用は、イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドが行います。

- ▶ イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドはアジアの株式運用に関する豊富な経験を最大限活用して運用を行います。

充実したアジアのネットワーク



(2019年6月末現在)

- ◆ イーストスプリング・インベストメンツの属するグループは、アジアにおける14の国や地域で生命保険および資産運用事業を展開しています。
- ◆ イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドのアジア株式運用チームは、グループ内のアジア各国・地域の運用会社と連携して運用を行っています。

3 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

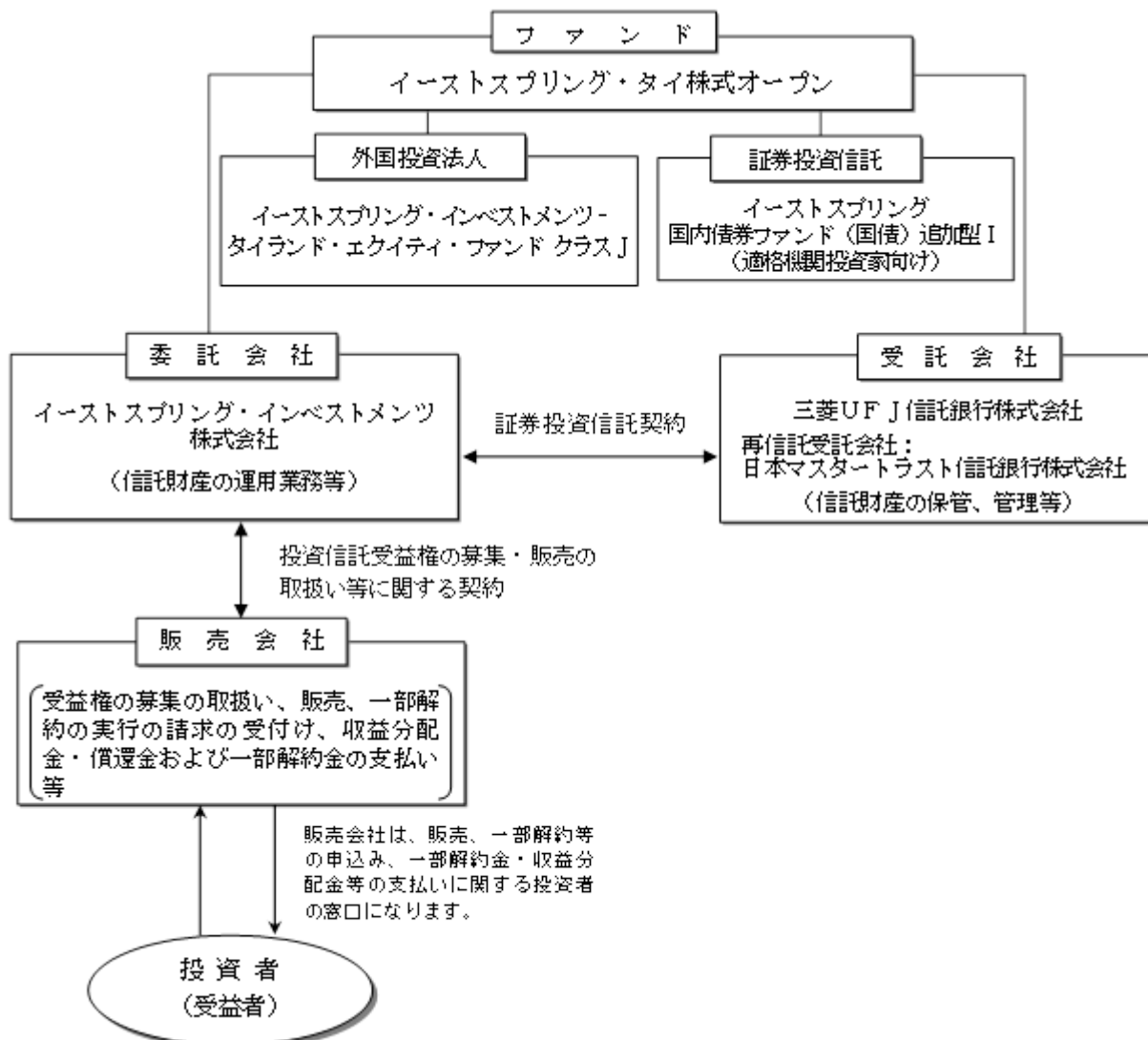
資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

2013年6月28日 証券投資信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



委託会社およびファンドの関係法人

1. 委託会社：イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
当ファンドの委託者として信託財産の運用業務等を行います。
2. 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社
(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
当ファンドの受託者として信託財産の保管、管理等を行います。なお、信託事務の一部につき、再信託受託会社に委託することがあります。
3. 販売会社：
当ファンドの投資信託受益権の募集の取扱いおよび販売、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金および償還金の支払いに関する事務等を行います。

委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

1. 受託会社と締結している契約
証券投資信託契約が締結されており、投資信託財産の運用方針、信託報酬の総額、受益権の募集方法に関する事項等が定められています。
2. 販売会社と締結している契約
投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約が締結されており、受益権の募集および一部解約の取扱いに関する事項、収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱いに関する事項等が定められています。

委託会社の概況

1．資本金の額

2019年6月末現在 資本金 649.5百万円

2．委託会社の沿革

1999年12月 ピーピーエム投信投資顧問株式会社設立

2000年 1月 投資顧問業の登録

2000年 5月 投資一任契約にかかる業務の認可を取得

2000年 5月 証券投資信託委託業の認可を取得

2002年 1月 ピーシーイー・アセット・マネジメント株式会社へ商号変更

2007年 9月 金融商品取引法施行による金融商品取引業（投資助言・代理業、投資運用業、第二種金融商品取引業）のみなし登録

2010年12月 P C Aアセット・マネジメント株式会社へ商号変更

2012年 2月 イーストスプリング・インベストメンツ株式会社へ商号変更

3．大株主の状況（2019年6月末現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率
ブルーデンシャル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッド（以下「P C H L」といいます。）（注）	英国 ロンドン市 エンジェルコート 1 EC2R 7AG	23,060株	100%

（注）P C H L は、世界有数の金融サービスグループを展開する英国ブルーデンシャル社（以下「最終親会社」）の間接子会社です。なお、最終親会社およびP C H L は、主に米国で事業を展開しているブルーデンシャル・ファイナンシャル社とは関係がありません。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

投資態度

1．別に定める投資信託証券への投資を通じて、主にタイの企業の株式等を実質的に投資を行うことにより、信託財産の成長を目指して運用を行います。

＜別に定める投資信託証券＞（以下同じ。）

ルクセンブルグ籍外国投資法人

イーストスプリング・インベストメンツ - タイランド・エクイティ・ファンド クラスJ

国内籍証券投資信託

イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型Ⅰ（適格機関投資家向け）

2．タイの企業の株式等を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は高位に維持することを基本とします。

3．別に定める投資信託証券は見直されることがあり、この際、新たに投資信託証券を指定したり、すでに指定されていた投資信託証券を外したりする場合があります。

4．外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

5．資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

＜投資信託証券の選定方針＞

投資信託証券の投資対象および投資方針が当ファンドの投資方針に適合することを重視して、上記投資信託証券を選定しました。

<投資対象ファンドの概要>

以下の記載事項は、有価証券届出書提出日現在、委託会社が知り得る情報に基づいており、今後記載内容が変更される場合があります。

ファンド名	イーストスプリング・インベストメンツ - タイランド・エクイティ・ファンド クラスJ	
形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人 / オープン・エンド型	
表示通貨	米ドル	
運用の基本方針	主として、タイの企業の株式または株式関連証券に投資を行い、長期的な成長を目指した運用を行います。	
主な投資対象	以下の企業の株式または株式関連証券を主要投資対象とします。 ・タイで設立または上場している企業 ・タイにおいて主に事業展開を行っている企業 なお、A D R、G D R等の預託証書、転換社債、優先株、ワラント債にも投資することができます。	
ベンチマーク	SET50 Index (SET50指数) ¹	
ファンドの 関係法人	運用会社	イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッド
	管理会社	イーストスプリング・インベストメンツ(ルクセンブルグ)S.A.
ファンドの特徴	1. 主として、タイの企業の株式等に投資を行い、長期的な成長を目指した運用を行います。 2. 企業の本源的価値を重視し、ボトムアップ・アプローチに基づく銘柄選択により、中長期的な超過収益の獲得を目指します。 3. 原則として、為替ヘッジは行いません。	
手数料等	申込手数料	ありません。
	運用報酬	年率0.225%
	管理費用等	年率0.200%程度
	上記のほか、組入有価証券の売買時に発生する売買委託手数料等がかかります。	
設 立 日	2007年7月2日	
決 算 日	毎年12月31日	

1 SET50 Index (SET50指数) は、タイ証券取引所(以下「SET」といいます。)がその商標権を有し、その知的財産権はSETにあります。SETはその適切性、十分な品質その他を保証するものではありません。SETは本情報を利用することにより生じうる過誤、省略または損失について何ら責任を負いません。

ファンド名	イーストスプリング国内債券ファンド(国債)追加型I(適格機関投資家向け)	
形態	国内籍証券投資信託 / 適格機関投資家私募	
表示通貨	日本円	
運用の基本方針	わが国の国債を中心に、国債、政府保証債、地方債等の公共債を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行います。	
主な投資対象	日本の国債、政府保証債、地方債	
ベンチマーク	ICE BofAML 国債インデックス (1 - 10年債) ²	
ファンドの 関係法人	委託会社	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
	投資顧問会社	イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッド
	受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドの特徴	- わが国の国債を中心に、国債、政府保証債、地方債等の公共債に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行います。 - 投資に際しては、内外いずれかの評価機関から B a a 3 あるいは B B B - 相当以上の格付けを得ている信用度の高い銘柄とします。格付けを取得していない公社債については、委託会社が同等の信用力があると判断した場合には投資を行うことがあります。 - 投資にあたっては、ファンダメンタルズ分析、金利動向予測、イールドカーブ分析等を行い、信用リスク、流動性および分散投資に配慮しながら投資を行います。 - イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。	
主な投資制限	- 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5 % 以内とします。 - 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5 % 以内とします。 - 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。	
手数料等	申込手数料	ありません。
	信託報酬	年率0.216% [*] （税抜0.2%） [*] 消費税率が10%になった場合は年率0.22%となります。
	このほか、監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料等がかかります。	
設 定 日	2002年8月26日	
決 算 日	毎年2月25日（休業日の場合は翌営業日）	

- 2 ICEデータ・サービスおよびその関連会社は、提供するインデックスデータに関してその継続性、正確性、完全性を保証するものではなく、当該データ提供に係り発生し得る損害についてもその事由の如何を問わず責任を負うものではありません。

(2)【投資対象】

投資対象とする資産の種類

この投資信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ 有価証券
 - ロ 約束手形
 - ハ 金銭債権
- 2．次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として別に定める投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.の証券の性質を有するもの

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

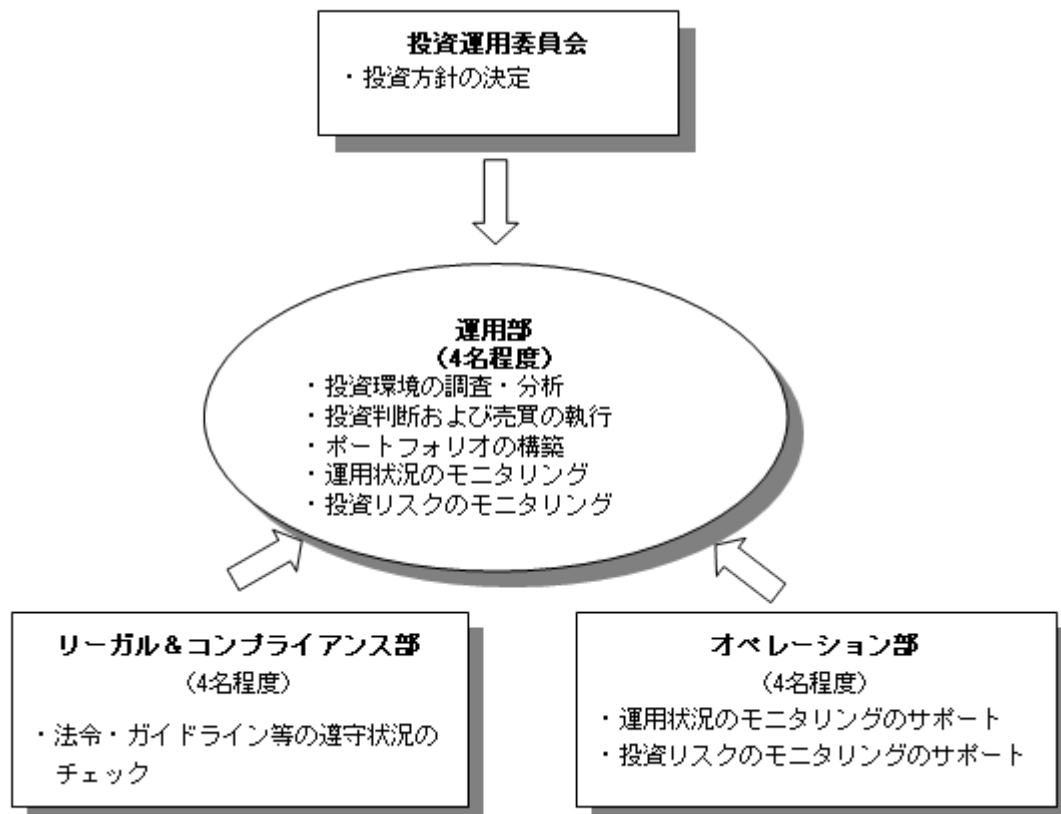
- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形

上記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

< 委託会社の運用体制および内部管理体制 >



1. 投資運用委員会において投資方針の決定を行います。
2. 運用部は投資環境の調査・分析を行います。これらの調査・分析結果を踏まえ、投資運用委員会により決定された投資方針に基づいて、運用部が投資判断を行います。投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認が求められます。また、投資リスクのモニタリング等も行います。

< 運用体制に関する社内規則 >

委託会社は、「投資運用業に係る業務運営規程」に則って運用を行います。

< 委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制 >

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、内部統制に関する外部監査人による報告書等を定期的に受取り、業務執行体制のモニタリングを行っています。

なお、当ファンドの運用体制は2019年6月末現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。
3. 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益の分配方式

1. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - a. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 - b. 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
2. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(5)【投資制限】

< 信託約款に定める投資制限 >

1. 投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

2. 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

3. 株式への投資制限

株式への直接投資は行いません。

4. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

5. 外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約の取引を指図することができます。

6. 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

7. 資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金

支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

- c．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d．借入金の利息は信託財産中より支払われます。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の主な変動要因

投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主に値動きのある有価証券に投資するため、当ファンドの基準価額は投資する有価証券等の値動きによる影響を受け、変動します。また、外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクもあります。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

1. 株価変動リスク

株式の価格は、内外の政治経済情勢、株式を発行する企業の業績および信用状況等の変化の影響を受け変動します。当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主に株式に投資しますので、株式の価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

2. 為替変動リスク

為替相場は投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因により変動します。当ファンドは、実質的に組入れた外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場が円高方向に変動した場合には、基準価額の下落要因となります。

3. 信用リスク

有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、当該有価証券等の価格が大きく下落（価格がゼロになることもあります。）することがあります。当ファンドが実質的に組入れた有価証券等にこうした事態が起こった場合は、基準価額の下落要因となります。

4. 流動性リスク

実質的に組入れた有価証券等の市場規模が小さく取引量が少ない場合、または市場が急変した場合、当該有価証券等を売買する際に、希望する時期や価格で売買できない場合があり、不利益を被るリスクがあります。当ファンドの一部解約金の支払資金手当てのために、実質的に組入れた有価証券等を売却する場合には、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額の下落要因となる可能性があります。

5. カントリーリスク

一般に、新興国の金融市場は先進国に比べ、安定性、流動性等の面で劣る場合があります。政治、経済、国家財政の不安定要因や法制度の変更等に対する市場感応度が大きくなる傾向があります。当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主として新興国の有価証券に投資を行いますので、投資対象国・地域において、上記の要因等により投資資産の価格が大きく変動することや投資資産の回収が困難になることがあります。

（注）基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

1. 当ファンドは、預金および保険契約ではなく、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護および補償の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。
2. 分配金は計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者のファンドの購入価額によっては、支払われた分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。
3. 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合に、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で受益

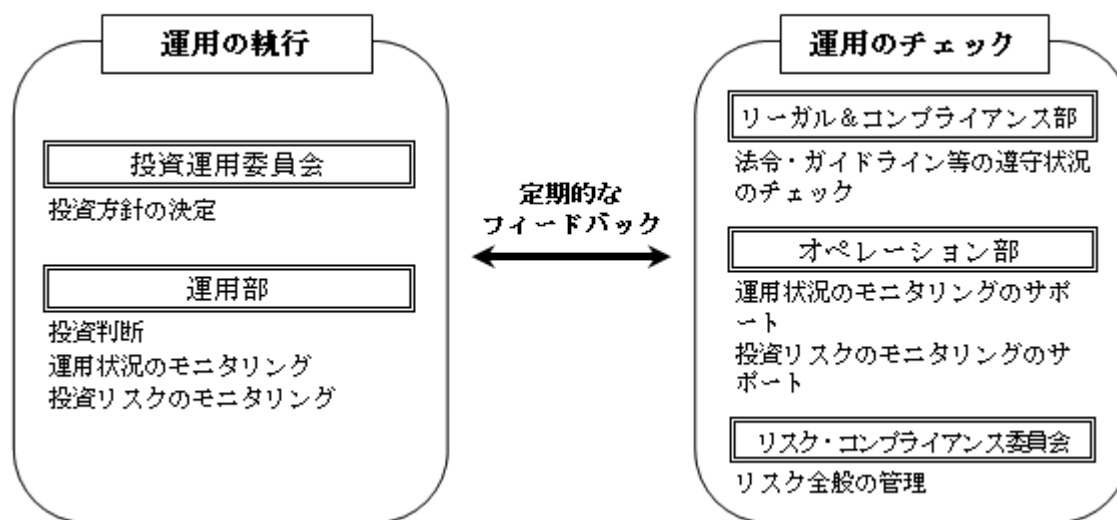
権の取得申込みおよび一部解約の実行請求の受付を中止すること、すでに受付けた受益権の取得申込みおよび一部解約の実行請求の受付を取消すこと、またはその両方を行うことがあります。

4. 外国の政治、経済および社会情勢の変化により市場が混乱した場合、有価証券取引および為替取引に対して新たな規制が設けられた場合または金融商品取引所の閉鎖や流動性の極端な減少等があった場合等には、当ファンドの運用方針に沿った運用ができない場合があります。
5. 税制が変更されたときには、基準価額が影響を受ける場合があります。税金の取扱いにかかる関連法令・制度等は将来変更される場合があります。
6. 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
7. 当ファンドの運用体制、リスク管理体制等は、今後、変更される場合があります。
8. 法令・税制・会計制度等は、今後、変更される可能性があります。

(3) 投資リスクに対する管理体制等

当ファンドの投資リスクに対する管理体制は、以下の通りです。

< 委託会社における投資リスク管理体制 >



- ・投資運用委員会において投資方針の決定を行います。
- ・運用部は、投資対象ファンドにおける運用状況の確認および投資リスク等のフロント・モニタリングを行うとともに、投資対象ファンドの運用会社等に対して運用状況に関する定期的な報告を求めています。
- ・オペレーション部は、運用状況および投資リスクのモニタリングのサポートを行います。
- ・リーガル&コンプライアンス部は、法令・ガイドライン等の遵守状況や利益相反の有無等のチェックを行い、必要に応じて指導・勧告を行うとともに、リスク・コンプライアンス委員会に報告します。
- ・リスク全般の管理はリスク・コンプライアンス委員会が行います。
- ・重要報告事項については、リスク・コンプライアンス委員会の各委員が、同委員会等に報告し、審議します。

なお、投資リスクに対する管理体制等は2019年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

参考情報

■ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移 ■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンドの年間騰落率： 2014年7月～2019年6月

分配金再投資基準価額： 2014年7月～2019年6月

ファンド： 2014年7月～2019年6月

他の代表的な資産クラス： 2014年7月～2019年6月



※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※右のグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスについて、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示し、定量的に比較できるように作成したものです。すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数>

日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	東証株価指数 (TOPIX) は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) の商標又は標章に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が有しています。
先進国株	MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円換算ベース)	MSCI 指数 (MSCI コクサイ・インデックス、MSCI エマージング・マーケット・インデックス) は MSCI Inc. が算出している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI Inc. に帰属します。また MSCI Inc. は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース)	
日本国債	NOMURA-BPI 国債	NOMURA-BPI は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)	FTSE 世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。
新興国債	JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)	JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド (円ベース) は J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表しているインデックスであり、著作権、知的財産権は J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しています。「円換算ベース」は、米ドルベースの指数を委託会社が円換算したものです。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、 3.78% ＊（税抜 3.5% ）を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。

＊消費税率が 10% となった場合は 3.85% になります。

申込手数料は、購入時におけるファンドや関連する投資環境の説明および情報提供、購入に関する事務手続き等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。

申込手数料率は、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。

<照会先>

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

電話番号 03 - 5224 - 3400（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス <https://www.eastspring.co.jp/>

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について無手数料で取扱います。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。ただし、解約に際しては、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を信託財産留保額としてご負担いただきます。

(3)【信託報酬等】

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年率 1.4256% ＊（税抜 1.32% ）を乗じて得た額が信託報酬として計算されます。信託財産の費用として計上され、日々の基準価額に反映されます。

信託報酬の配分は、以下の通りです。

＊消費税率が 10% になった場合は年率 1.452% となります。なお、下記の配分についても相応分上がります。

	配分
委託会社	年率 0.5940% （税抜 0.55% ）
販売会社	年率 0.8100% （税抜 0.75% ）
受託会社	年率 0.0216% （税抜 0.02% ）

< 信託報酬とその支払先の役務について >

信託報酬	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率
委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	ファンドの運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。

なお、このほかに当ファンドが投資対象とする投資信託証券（投資対象ファンド）に関しても信託報酬等がかかります。

当ファンドの信託報酬に、投資対象とする投資信託証券の信託報酬等を加算した実質的な信託報酬

は、年率 1.8506% ＊程度（税込）です。ただし、当該信託報酬は概算であり、投資信託証券の組入状況等により変動します。

＊消費税率が 10% になった場合は年率 1.877% 程度（税込）となります。

<投資対象ファンドの信託報酬等>

・「タイランド・エクイティ」

運用報酬	管理費用等	合計
年率0.225%	年率 0.200%程度	年率 0.425%程度

上記のほか、組入有価証券の売買時に発生する売買委託手数料等がかかります。なお、申込手数料はありません。

・「イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型（適格機関投資家向け）」

信託報酬
年率 0.216% [*] （税抜 0.2%）

上記のほか、監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料等がかかります。なお、申込手数料はありません。

^{*}消費税率が10%になった場合は年率0.22%となります。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、目論見書および運用報告書等の印刷費用、受益者に対する公告費用等を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

委託会社は、上記に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額を信託財産から受取ることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額を受取る際に、あらかじめ、受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払った金額を受取る代わりに、かかる諸費用の金額を、あらかじめ、合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産から受取ることもできます。

上記において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。なお、諸費用は、信託財産の純資産総額に対して年率0.10%を上限とする額が毎日計上され、日々の基準価額に反映されます。

上記において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、計算期間を通じて毎日、信託財産に計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末もしくは信託終了のとき、当該諸費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支払われ、委託会社の責任において、実際の支払いに充当します。

外国における資産の保管等に要する費用等は受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

信託財産において資金借入れを行った場合の借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

<その他の手数料等の役務について>

監査費用	監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用
売買委託手数料	有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料
保管費用	有価証券等の保管等のために海外銀行に支払う費用

上記（４）に掲げる「その他の手数料等」は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

投資者のみなさまが負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税の取扱いについて

1．個人の受益者に対する課税

a．収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として以下の表の税率による源泉徴収（原則として確定申告は不要です。）が行われます。なお、確定申告を行い総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

なお、配当控除の適用はありません。

b. 一部解約金および償還金

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡所得として以下の表の税率による申告分離課税が適用されます。

ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合は、原則として確定申告は不要です。

期間	税率
2037年12月31日まで	20.315% （所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
2038年1月1日以降	20% （所得税15%、地方税5%）

2037年12月31日までは、所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

< 損益通算について >

一部解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告等において、上場株式等の譲渡益および配当等（申告分離課税を選択したものに限ります。）、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等との損益通算が可能です。また、一部解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金については、確定申告等において、上場株式等および特定公社債等の譲渡損との損益通算が可能です。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」の適用対象です。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

2. 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額について、以下の表の税率で源泉徴収が行われます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

期間	税率
2037年12月31日まで	15.315% （所得税15%、復興特別所得税0.315%）
2038年1月1日以降	15% （所得税15%）

2037年12月31日までは、所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

個別元本について

1. 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が、当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
2. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等ごとに、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

- 3．受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受取る際、1．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、2．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

上記の内容は2019年6月末現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には、変更になることがあります。

税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下は、2019年6月28日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	ルクセンブルグ	319,215,770	95.37
投資信託受益証券	日本	1,023,659	0.31
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	14,473,320	4.32
合計（純資産総額）		334,712,749	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

国／地域	種類	銘柄名	数量 （口数）	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
ルクセンブルグ	投資証券	イーストスプリング・インベストメンツ - タイランド・エクイティ・ファンド クラスJ	97,368.403	3,077.18	299,620,970	3,278.43	319,215,770	95.37
日本	投資信託受益証券	イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型（適格機関投資家向け）	938,879	1.0896	1,023,002	1.0903	1,023,659	0.31

種類別投資比率

種類	投資比率（％）
投資証券	95.37
投資信託受益証券	0.31
合計	95.68

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期	年月日	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期	(2013年12月10日)	1,267	1,267	0.9723	0.9723
第2期	(2014年 6月10日)	1,021	1,021	1.0087	1.0087
第3期	(2014年12月10日)	733	798	1.1274	1.2274
第4期	(2015年 6月10日)	627	627	1.0973	1.0973
第5期	(2015年12月10日)	441	441	0.8649	0.8649
第6期	(2016年 6月10日)	458	458	0.8773	0.8773
第7期	(2016年12月12日)	439	439	0.9714	0.9714
第8期	(2017年 6月12日)	417	426	1.0051	1.0251
第9期	(2017年12月11日)	384	419	1.0881	1.1881
第10期	(2018年 6月11日)	450	458	1.0971	1.1171
第11期	(2018年12月10日)	375	375	1.0651	1.0651
第12期	(2019年 6月10日)	318	318	1.0781	1.0781
	2018年 6月末日	415	-	1.0056	-
	2018年 7月末日	450	-	1.0720	-
	2018年 8月末日	451	-	1.1025	-
	2018年 9月末日	446	-	1.1505	-
	2018年10月末日	380	-	1.0426	-
	2018年11月末日	375	-	1.0652	-
	2018年12月末日	348	-	1.0029	-
	2019年 1月末日	348	-	1.0678	-
	2019年 2月末日	338	-	1.1046	-
	2019年 3月末日	329	-	1.0814	-
	2019年 4月末日	325	-	1.1009	-
	2019年 5月末日	311	-	1.0547	-
	2019年 6月末日	334	-	1.1367	-

【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2013年 6月28日～2013年12月10日	0.0000
第2期	2013年12月11日～2014年 6月10日	0.0000
第3期	2014年 6月11日～2014年12月10日	0.1000
第4期	2014年12月11日～2015年 6月10日	0.0000
第5期	2015年 6月11日～2015年12月10日	0.0000
第6期	2015年12月11日～2016年 6月10日	0.0000
第7期	2016年 6月11日～2016年12月12日	0.0000
第8期	2016年12月13日～2017年 6月12日	0.0200
第9期	2017年 6月13日～2017年12月11日	0.1000
第10期	2017年12月12日～2018年 6月11日	0.0200
第11期	2018年 6月12日～2018年12月10日	0.0000
第12期	2018年12月11日～2019年 6月10日	0.0000

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1期	2013年 6月28日～2013年12月10日	2.8
第2期	2013年12月11日～2014年 6月10日	3.7
第3期	2014年 6月11日～2014年12月10日	21.7
第4期	2014年12月11日～2015年 6月10日	2.7
第5期	2015年 6月11日～2015年12月10日	21.2
第6期	2015年12月11日～2016年 6月10日	1.4
第7期	2016年 6月11日～2016年12月12日	10.7
第8期	2016年12月13日～2017年 6月12日	5.5
第9期	2017年 6月13日～2017年12月11日	18.2
第10期	2017年12月12日～2018年 6月11日	2.7
第11期	2018年 6月12日～2018年12月10日	2.9
第12期	2018年12月11日～2019年 6月10日	1.2

（注）収益率は、計算期間末日の基準価額（分配付きの額）から当該計算期間の直前の計算期間末日の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1期	2013年 6月28日 ~ 2013年12月10日	1,513,801,147	209,951,466	1,303,849,681
第2期	2013年12月11日 ~ 2014年 6月10日	123,991,150	415,276,356	1,012,564,475
第3期	2014年 6月11日 ~ 2014年12月10日	145,859,065	507,520,754	650,902,786
第4期	2014年12月11日 ~ 2015年 6月10日	51,676,211	130,501,806	572,077,191
第5期	2015年 6月11日 ~ 2015年12月10日	21,854,826	83,355,443	510,576,574
第6期	2015年12月11日 ~ 2016年 6月10日	36,077,691	23,632,100	523,022,165
第7期	2016年 6月11日 ~ 2016年12月12日	8,555,877	78,688,297	452,889,745
第8期	2016年12月13日 ~ 2017年 6月12日	16,321,005	53,367,217	415,843,533
第9期	2017年 6月13日 ~ 2017年12月11日	32,510,351	95,331,336	353,022,548
第10期	2017年12月12日 ~ 2018年 6月11日	116,026,927	58,325,670	410,723,805
第11期	2018年 6月12日 ~ 2018年12月10日	45,262,348	103,372,715	352,613,438
第12期	2018年12月11日 ~ 2019年 6月10日	16,486,352	73,348,510	295,751,280

(注) 第1期の設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

< 参考情報 >

2019年6月28日現在

■基準価額・純資産の推移 設定日（2013年6月28日）～2019年6月28日



※基準価額は、信託報酬控除後の数値です。

※分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後かつ税引前分配金を全額再投資したものと計算しています。

■分配の推移

(1万口当たり・税引前)

決算期	分配金
2019年 6月	0 円
2018年12月	0 円
2018年 6月	200 円
2017年12月	1,000 円
2017年 6月	200 円
設定来累計	2,400 円

※分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないことがあります。

■主要な資産の状況

組入資産	比率 (%)
イーストスプリング・インベストメンツ - タイランド・エクイティ・ファンド クラスJ	95.37
イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型I（適格機関投資家向け）	0.31
現金・その他	4.32

※比率は、純資産総額を100%として計算しています。四捨五入の関係上、合計値が100%にならないことがあります。

「イーストスプリング・インベストメンツ - タイランド・エクイティ・ファンド」の状況

資産別組入状況

資産の種類	比率 (%)
株式	98.39
現金・その他	1.61

組入上位 10 業種

業種	比率 (%)
1 エネルギー	18.20
2 銀行	17.84
3 運輸	11.17
4 電気通信サービス	10.59
5 素材	9.91
6 食品・生活必需品小売り	8.17
7 不動産	5.67
8 ヘルスケア機器・サービス	4.38
9 公益事業	3.64
10 食品・飲料・タバコ	2.97

組入上位 10 銘柄

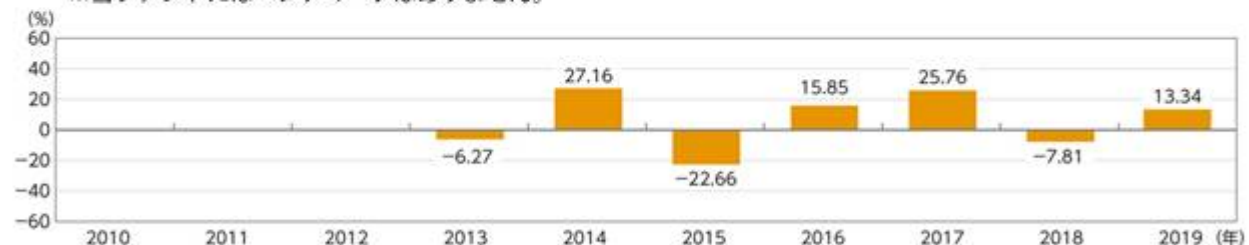
銘柄	業種	比率 (%)
1 PTT PCL	エネルギー	9.83
2 Airports of Thailand PCL	運輸	8.64
3 CP ALL PCL	食品・生活必需品小売り	6.50
4 Advanced Info Service PCL	電気通信サービス	5.47
5 Siam Cement PCL	素材	4.75
6 PTT Exploration and Production PCL	エネルギー	4.75
7 Siam Commercial Bank PCL	銀行	4.63
8 Kasikornbank PCL	銀行	4.30
9 Bangkok Bank PCL	銀行	3.63
10 Bangkok Dusit Medical Services PCL	ヘルスケア機器・サービス	3.39

※比率は、イーストスプリング・インベストメンツ - タイランド・エクイティ・ファンドの純資産総額を100%として計算しています。

※業種区分は、原則として MSCI/S & P GICS に準じております（一部当社判断に基づく分類を採用）。なお、GICS に関する知的財産権は、MSCI Inc. および S & P にあります。

■年間収益率の推移

※当ファンドにはベンチマークはありません。



※年間収益率は、税引前分配金を全額再投資したものと計算しています。

※2013年は、設定日（2013年6月28日）から2013年12月末までの収益率です。

※2019年は、6月末までの収益率です。

※最新の運用実績は別途、委託会社のホームページでご確認いただけます。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

1. 受益権の取得申込みは、以下の日にあたる場合を除く販売会社の毎営業日（ただし、収益分配金の再投資にかかる取得申込みの場合は除きます。）に受付けます。

タイの金融商品取引所の休場日

タイの銀行休業日

ルクセンブルグの金融商品取引所の休場日

ルクセンブルグの銀行休業日

なお、上記 から の受付不可日は、追加または変更されることがあります。

お申込みの受付けは、原則として午後3時までに取得申込みが行われ、かつ、当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。

2. 申込単位は、販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。販売会社の申込単位の詳細については、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。

<照会先>

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

電話番号 03 - 5224 - 3400（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス <https://www.eastspring.co.jp/>

3. 受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、取得申込みには、申込手数料がかかります。申込手数料は、 $3.78\%^{*}$ （税抜3.5%）を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。

* 消費税率が10%になった場合は3.85%となります。

基準価額および申込手数料は、お申込みの販売会社または上記の照会先までお問合せください。

4. 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた取得申込みの受付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。

5. 受益権の取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、取得申込みを行うものとします。

収益分配金の受取方法により、収益分配金をそのつど受取る「一般コース」と、税金を差引いた後の収益分配金が自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。お申込みの際に「一般コース」または「自動けいぞく投資コース」のいずれかのコースをお選びいただきます。

「一般コース」および「自動けいぞく投資コース」の名称および取扱いは、販売会社により異なりますので、ご注意ください。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みいただく方は、当ファンドの取得申込みに際して、当ファンドにかかる自動けいぞく投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

1. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとします。

一部解約の実行の請求は、以下の日にあたる場合を除く販売会社の毎営業日に受付けます。

タイの金融商品取引所の休場日

タイの銀行休業日

ルクセンブルグの金融商品取引所の休場日

ルクセンブルグの銀行休業日

なお、上記 から の受付不可日は、追加または変更されることがあります。

一部解約の実行の請求は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合には翌営業日の取扱いとします。

委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

2. 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額 として控除した価額とします。一部解約の価額については、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。

信託財産留保額とは、一部解約を実行する投資者と償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンドの残高の安定的な推移を図る目的で、一部解約の実行の請求者から徴収する一定の額をいい、信託財産に繰入れられます。

<照会先>

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

電話番号 03 - 5224 - 3400（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス <https://www.eastspring.co.jp/>

3. 一部解約金は、販売会社の営業所等において、一部解約の実行の請求を受付けた日より起算して、原則として6営業日目から受益者に支払います。
4. 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、上記1. による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、すでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。
5. 上記4. により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者が一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記2. に準じて計算された価額とします。
6. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<主な投資対象資産の評価方法>

投資信託証券：原則として、計算時に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

ファンドの基準価額については、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。

その他、原則として計算日の翌日付けの日本経済新聞朝刊にも掲載されます。ファンド名は「タイ株」と略称で掲載されています。

<照会先>

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

電話番号 03 - 5224 - 3400（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス <https://www.eastspring.co.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2013年6月28日から2023年6月12日までとします。

ただし、下記「(5) その他 1. 信託契約の解約（信託の終了）」に該当する場合には信託を終了させることがあります。また、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することがあります。

(4)【計算期間】

原則として、毎年6月11日から12月10日までおよび12月11日から翌年6月10日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、上記「(3) 信託期間」の終了日とします。

(5)【その他】

1. 信託契約の解約（信託の終了）

- a. 委託会社は、信託終了前に、信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなったときは、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- c. 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- d. 上記c.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本d.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、

知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- e. 上記c. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - f. 上記c. からe. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記c. からe. までの手続きを行うことが困難な場合も適用しません。
2. 信託契約に関する監督官庁の命令
- a. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
 - b. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、下記「6. 信託約款の変更等」の規定にしたがいます。
3. 委託会社の登録取消等に伴う取扱い
- a. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - b. 上記a. の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は下記「6. 信託約款の変更等」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
4. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い
- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
5. 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い
- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、下記「6. 信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
 - b. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
6. 信託約款の変更等
- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本6. に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
 - b. 委託会社は、上記a. の事項（上記a. の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a. の併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - c. 上記b. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本c. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、

知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- d．上記b．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f．上記b．からe．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g．上記a．からf．の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

7．反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、上記「1．信託契約の解約（信託の終了）」に規定する信託契約の解約または「6．信託約款の変更等」に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

8．公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

9．運用報告書

委託会社は、毎計算期間終了時および償還時に交付運用報告書と運用報告書（全体版）を作成します。

交付運用報告書は販売会社を通じて知れている受益者に交付します。

運用報告書（全体版）は委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

ホームページアドレス <https://www.eastspring.co.jp/>

10．関係法人との契約の更改等に関する手続き

販売会社は、委託会社との間の投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約に基づいて、受益権の募集の取扱い等を行います。この場合、別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含むものとします。この受益権の募集等の取扱い等に関する契約において、有効期間満了の3ヵ月前までに、当事者のいずれからも何らの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

11．信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

4【受益者の権利等】

1．収益分配金・償還金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金・償還金を、持分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、計算期間終了日から起算して5営業日まで）から決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払われます。

ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払われます。

また、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

2．受益権の一部解約請求権

受益者は、受益権の一部解約を販売会社を通して委託会社に請求することができます。

3．帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期計算期間（2018年12月11日から2019年6月10日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

イーストスプリング・タイ株式オープン

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第11期 (2018年12月10日現在)	第12期 (2019年 6月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	24,674,364	18,959,858
投資信託受益証券	1,020,092	1,023,002
投資証券	354,318,826	301,650,131
流動資産合計	380,013,282	321,632,991
資産合計	380,013,282	321,632,991
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,186,153	187,531
未払受託者報酬	45,712	36,465
未払委託者報酬	2,971,178	2,370,105
未払利息	72	55
その他未払費用	225,297	187,792
流動負債合計	4,428,412	2,781,948
負債合計	4,428,412	2,781,948
純資産の部		
元本等		
元本	352,613,438	295,751,280
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	22,971,432	23,099,763
（分配準備積立金）	17,842,099	14,324,461
元本等合計	375,584,870	318,851,043
純資産合計	375,584,870	318,851,043
負債純資産合計	380,013,282	321,632,991

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第11期 自 2018年 6月12日 至 2018年12月10日	第12期 自 2018年12月11日 至 2019年 6月10日
営業収益		
有価証券売買等損益	20,453,754	18,534,844
為替差損益	12,529,449	11,517,588
その他収益	-	445
営業収益合計	7,924,305	7,017,701
営業費用		
支払利息	8,885	9,386
受託者報酬	45,712	36,465
委託者報酬	2,971,178	2,370,105
その他費用	257,915	234,752
営業費用合計	3,283,690	2,650,708
営業利益又は営業損失 ()	11,207,995	4,366,993
経常利益又は経常損失 ()	11,207,995	4,366,993
当期純利益又は当期純損失 ()	11,207,995	4,366,993
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ()	1,197,836	851,120
期首剰余金又は期首欠損金 ()	39,870,882	22,971,432
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,604,000	1,256,734
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,604,000	1,256,734
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,493,291	4,644,276
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,493,291	4,644,276
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金 ()	22,971,432	23,099,763

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

第12期 自 2018年12月11日 至 2019年 6月10日	
1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び投資証券につきましては、移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、当該投資信託受益証券及び投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 . デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物売買相場が発表されていない通貨については、対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3 . 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、投資信託受益証券及び投資証券の収益分配金落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
4 . その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条、61条に基づいて、外貨建取引の記録、及び外貨の売買を処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第11期 (2018年12月10日現在)	第12期 (2019年 6月10日現在)
1 . 元本の推移		
期首元本額	410,723,805 円	352,613,438 円
期中追加設定元本額	45,262,348 円	16,486,352 円
期中一部解約元本額	103,372,715 円	73,348,510 円
2 . 計算期間末日における受益権の総数	352,613,438 口	295,751,280 口
3 . 1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	1.0651 円 (10,651 円)	1.0781 円 (10,781 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第11期 自 2018年 6月12日 至 2018年12月10日	第12期 自 2018年12月11日 至 2019年 6月10日
1 . 分配金の計算過程	1 . 分配金の計算過程
A 費用控除後の配当等収益額 0円	A 費用控除後の配当等収益額 0円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 0円
C 収益調整金額 19,137,386円	C 収益調整金額 16,822,290円
D 分配準備積立金額 17,842,099円	D 分配準備積立金額 14,324,461円
E 当ファンドの分配対象収益額 36,979,485円	E 当ファンドの分配対象収益額 31,146,751円
F 当ファンドの期末残存口数 352,613,438口	F 当ファンドの期末残存口数 295,751,280口
G 10,000口当たり収益分配対象額 1,048円	G 10,000口当たり収益分配対象額 1,053円
H 10,000口当たり分配金額 0円	H 10,000口当たり分配金額 0円
I 収益分配金金額 0円	I 収益分配金金額 0円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

第11期 自 2018年 6月12日 至 2018年12月10日	第12期 自 2018年12月11日 至 2019年 6月10日
1 . 金融商品に対する取組方針 当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針です。 また、有価証券等の金融商品は投資として運用することを目的としております。	1 . 金融商品に対する取組方針 同左
2 . 金融商品の内容及びそのリスク 当ファンドが保有する金融商品は有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券及びデリバティブ取引は「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドは信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。	2 . 金融商品の内容及びそのリスク 同左
3 . 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会である投資運用委員会を設け、パフォーマンスの分析及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を分析・把握し、投資方針への準拠性等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	3 . 金融商品に係るリスク管理体制 同左

金融商品の時価等に関する事項

第11期 (2018年12月10日現在)	第12期 (2019年 6月10日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
2. 時価の算定方法 投資信託受益及び投資証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。	3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第11期 (2018年12月10日現在)	第12期 (2019年 6月10日現在)
	当計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	564	2,910
投資証券	17,493,983	16,462,481
合計	17,493,419	16,465,391

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

1．有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(2019年 6月10日現在)

通貨	種類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
日本円	投資信託 受益証券	イーストスプリング国内債券 ファンド（国債）追加型 （適 格機関投資家向け）	938,879	1,023,002	
日本円合計			938,879	1,023,002	
米ドル	投資証券	イーストスプリング・インベ ストメンツ - タイランド・エク イティ・ファンド クラスJ	97,368.403	2,779,673.16	
米ドル合計			97,368.403	2,779,673.16 (301,650,131)	
合 計				302,673,133 (301,650,131)	

(注) 券面総額欄の数値は口数を表示しております。

有価証券明細表注記

(注) 1．小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2．合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3．外貨建有価証券の内訳

通 貨	銘 柄 数	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資証券 1銘柄	100.0%	100.0%

2．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「イーストスプリング・インベストメンツ - タイランド・エクイティ・ファンド クラスJ」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は同投資証券です。なお、同投資証券の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

また、当ファンドは、「イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型（適格機関投資家向け）」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同受益証券です。なお、同受益証券の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

イーストスプリング・インベストメンツ - タイランド・エクイティ・ファンドの状況

同投資証券はルクセンブルグ籍外国投資法人の投資証券であります。同投資証券は、2018年12月31日に計算期間が終了し、現地において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成され、独立の監査人による監査を受けております。

同投資証券の「純資産計算書」「損益計算書及び純資産変動計算書」及び「投資有価証券明細表」は、委託会社が入手した2018年12月31日現在の財務書類の原文の一部を翻訳したものであります。なお、当該財務書類は「イーストスプリング・インベストメンツ - タイランド・エクイティ・ファンド クラスJ」を含んだものとなります。

純資産計算書（2018年12月31日現在）

	米ドル
資産	
投資有価証券取得原価	9,400,129
未実現評価益（損）	1,449,534
投資有価証券評価額	10,849,663
銀行預金	115,960
投資証券発行未収入金	16,910
未収配当金及び未収利息	14,134
その他資産	3,391
資産合計	11,000,058
負債	
投資証券未払解約金	10,554
未払運用報酬	5,916
未払税金及び未払費用	10,045
負債合計	26,515
純資産	10,973,543
発行済クラスJ投資証券口数	280,530.934
クラスJ投資証券1口当たり純資産価格	USD 25.905

損益計算書及び純資産変動計算書

2018年12月31日に終了した事業年度	米ドル
期初純資産	12,840,011
収益	
配当金	377,558
預金利息	24
収益合計	377,582
費用	
運用報酬	83,973
管理費用	21,514
保管銀行費用	18,243
取引手数料	8,470
管理・名義書換代行事務費用	17,664
監査費用、公告・印刷費用	(436)
税金	2,937
借越利息	401
役員報酬	56
その他費用	(11,556)
費用合計	141,266
純投資収益（損）	236,316
投資有価証券の売却に係る実現純利益（損）	624,367
外国為替先渡取引に係る実現純利益（損）	3,159
外国為替に係る実現純利益（損）	(5,187)
実現純利益（損）	622,339
投資有価証券に係る未実現評価益（損）の変動額	(1,590,670)
外国為替に係る未実現評価益（損）の変動額	95
未実現評価益（損）の純変動額	(1,590,575)
運用による純資産の純増加額（減少額）	(731,920)
資本金の変動	
投資証券の発行	4,474,052
投資証券の解約	(5,608,600)
当期の純資産の変動額	(1,866,468)
期末純資産	10,973,543

投資有価証券明細表（2018年12月31日現在）
（米ドル表示）

銘柄	数量	通貨	取得金額	評価金額	対純資産 比率(%)
公認の証券取引所に上場されているまたは他の規制ある 市場で取引されている譲渡可能な有価証券					
株式					
Thailand					
Advanced Info Service PCL (Foreign Market)	97,700	THB	559,712	517,606	4.72
Airports of Thailand PCL (Foreign Market)	464,900	THB	421,943	917,377	8.36
AP Thailand PCL (Foreign Market)	191,038	THB	34,274	35,204	0.32
Bangkok Bank PCL (Foreign Market)	62,300	THB	367,457	396,072	3.61
Bangkok Bank PCL NVDR	16,700	THB	94,673	104,118	0.95
Bangkok Dusit Medical Services PCL (Foreign Market)	516,300	THB	253,935	393,250	3.58
Bangkok Expressway & Metro PCL (Foreign Market)	480,800	THB	98,156	143,236	1.31
Banpu PCL (Foreign Market)	209,300	THB	122,704	95,136	0.87
Banpu Power PCL (Foreign Market)	118,943	THB	81,057	81,463	0.74
Berli Jucker PCL (Foreign Market)	128,300	THB	224,378	199,976	1.82
BTS Group Holdings PCL (Foreign Market)	366,300	THB	97,404	107,437	0.98
Bumrungrad Hospital PCL (Foreign Market)	22,800	THB	129,400	131,296	1.20
Central Pattana PCL (Foreign Market)	147,900	THB	227,121	339,543	3.09
Charoen Pokphand Foods PCL (Foreign Market)	269,800	THB	212,836	203,841	1.86
CP ALL PCL (Foreign Market)	321,200	THB	413,727	678,209	6.18
Digital Telecommunications Infrastructure Fund	310,444	THB	116,088	137,297	1.25
Electricity Generating PCL (Foreign Market)	17,300	THB	62,226	131,769	1.20
Glow Energy PCL (Foreign Market)	49,900	THB	113,081	136,397	1.24
Home Product Center PCL (Foreign Market)	414,778	THB	85,159	193,631	1.76
Indorama Ventures PCL (Foreign Market)	182,300	THB	110,497	303,740	2.77
Intouch Holdings PCL (Foreign Market)	112,200	THB	231,023	164,544	1.50
Intouch Holdings PCL NVDR	22,700	THB	39,336	33,290	0.30
IRPC PCL (Foreign Market)	644,800	THB	78,188	113,870	1.04
Kasikornbank PCL (Foreign Market)	80,800	THB	434,036	457,850	4.17
Kiatnakin Bank PCL (Foreign Market)	22,700	THB	50,651	46,188	0.42
Krung Thai Bank PCL (Foreign Market)	460,600	THB	250,005	271,607	2.48
Land & Houses PCL NVDR	381,000	THB	122,120	115,845	1.06
Minor International PCL	157,571	THB	116,320	164,540	1.50
PTT Exploration & Production PCL (Foreign Market)	136,218	THB	545,810	474,838	4.33
PTT Global Chemical PCL (Foreign Market)	188,393	THB	373,060	412,254	3.76
PTT PCL (Foreign Market)	744,200	THB	824,740	1,051,388	9.57
Ratchaburi Electricity Generating Holding PCL (Foreign Market)	43,800	THB	68,397	68,269	0.62
Robinson PCL (Foreign Market)	36,200	THB	61,569	70,599	0.64
Siam Cement PCL/The NVDR	43,900	THB	609,401	587,850	5.36
Siam Commercial Bank PCL/The (Foreign Market)	132,800	THB	552,336	544,496	4.96
Star Petroleum Refining PCL (Foreign Market)	212,900	THB	96,010	62,771	0.57
Supalai PCL (Foreign Market)	158,250	THB	95,914	88,457	0.81
Thai Beverage PCL	189,100	SGD	128,467	81,021	0.74
Thai Oil PCL (Foreign Market)	99,800	THB	206,411	203,063	1.85
Thai Union Group PCL (Foreign Market)	148,024	THB	85,959	73,648	0.67
Thanachart Capital PCL (Foreign Market)	38,400	THB	41,433	58,673	0.53
Tisco Financial Group PCL (Foreign Market)	29,300	THB	86,305	70,415	0.64
TMB Bank PCL (Foreign Market)	1,727,800	THB	119,199	116,743	1.06
Total Access Communication PCL (Foreign Market)	50,300	THB	69,452	66,814	0.61
Total Access Communication PCL NVDR	30,300	THB	29,658	40,248	0.37
True Corp PCL (Foreign Market)	1,021,893	THB	258,501	163,201	1.49
			9,400,129	10,849,080	98.86
株式合計			9,400,129	10,849,080	98.86
ワラント					
Thailand					
BTS Group Holdings PCL (WTS) 29/11/2019	45,166	THB	-	583	0.01
ワラント合計			-	583	0.01
投資総額			9,400,129	10,849,663	98.87
その他資産				123,880	1.13
純資産				10,973,543	100.00

イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型（適格機関投資家向け）の状況

貸借対照表

区 別	注記 番号	第16期 (2018年2月26日現在)	第17期 (2019年2月25日現在)
		金 額(円)	金 額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		13,376,785	22,968,203
国債証券		704,487,270	696,257,290
未収利息		3,534,033	3,459,563
流動資産合計		721,398,088	722,685,056
資産合計		721,398,088	722,685,056
負債の部			
流動負債			
未払受託者報酬		194,078	193,817
未払委託者報酬		582,136	581,411
未払利息		32	67
その他未払費用		97,200	97,200
流動負債合計		873,446	872,495
負債合計		873,446	872,495
純資産の部			
元本等			
元本		662,893,874	662,978,554
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金()		57,630,768	58,834,007
(分配準備積立金)		85,933,875	89,184,178
元本等合計		720,524,642	721,812,561
純資産合計		720,524,642	721,812,561
負債純資産合計		721,398,088	722,685,056

損益及び剰余金計算書

区 分	注記 番号	第16期 自 2017年2月28日 至 2018年2月26日	第17期 自 2018年2月27日 至 2019年2月25日
		金 額(円)	金 額(円)
営業収益			
受取利息		11,167,521	10,947,544
有価証券売買等損益		11,547,790	8,071,480
営業収益合計		380,269	2,876,064
営業費用			
支払利息		8,734	30,766
受託者報酬		391,704	387,673
委託者報酬		1,174,959	1,162,921
その他費用		97,425	98,786
営業費用合計		1,672,822	1,680,146
営業利益又は営業損失()		2,053,091	1,195,918
経常利益又は経常損失()		2,053,091	1,195,918
当期純利益又は当期純損失()		2,053,091	1,195,918
一部解約に伴う当期純利益金額の分配 額又は一部解約に伴う当期純損失金額 の分配額()		71,102	12,039
期首剰余金又は期首欠損金()		67,232,727	57,630,768
剰余金増加額又は欠損金減少額		9,776	4,017,622
当期追加信託に伴う剰余金増加額又 は欠損金減少額		9,776	4,017,622
剰余金減少額又は欠損金増加額		7,487,542	3,998,262
当期一部解約に伴う剰余金減少額又 は欠損金増加額		7,487,542	3,998,262
分配金		-	-
期末剰余金又は期末欠損金()		57,630,768	58,834,007

有価証券明細表（2019年2月25日現在）

種 類	銘 柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
国債証券	第300回利付国債（10年）	8,000,000	8,008,000	
	第301回利付国債（10年）	25,000,000	25,132,000	
	第305回利付国債（10年）	7,000,000	7,084,980	
	第306回利付国債（10年）	20,000,000	20,336,600	
	第310回利付国債（10年）	25,000,000	25,460,750	
	第311回利付国債（10年）	50,000,000	50,764,500	
	第313回利付国債（10年）	25,000,000	25,762,250	
	第315回利付国債（10年）	20,000,000	20,638,400	
	第351回利付国債（10年）	50,000,000	50,796,500	
	第47回利付国債（20年）	40,000,000	41,496,000	
	第48回利付国債（20年）	50,000,000	52,442,000	
	第53回利付国債（20年）	40,000,000	42,572,800	
	第60回利付国庫債券（20年）	30,000,000	31,813,800	
	第63回利付国債（20年）	50,000,000	54,290,500	
	第67回利付国債（20年）	45,000,000	49,754,250	
	第75回利付国債（20年）	20,000,000	22,773,000	
	第80回利付国債（20年）	38,000,000	43,489,860	
	第87回利付国債（20年）	55,000,000	64,268,600	
	第91回利付国債（20年）	50,000,000	59,372,500	
合 計		648,000,000	696,257,290	

2【ファンドの現況】**【純資産額計算書】**

(2019年6月28日現在)

資産総額	336,058,341 円
負債総額	1,345,592 円
純資産総額（ - ）	334,712,749 円
発行済口数	294,450,489 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1367 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】**1. 名義書換**

該当するものではありません。

2. 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

3. 譲渡制限の内容

受益権の譲渡制限は設けておりません。

4. 受益権の譲渡の方法**(1) 受益権の譲渡**

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(2) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5. 受益証券の不発行

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

6. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前

に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

8. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に当たって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

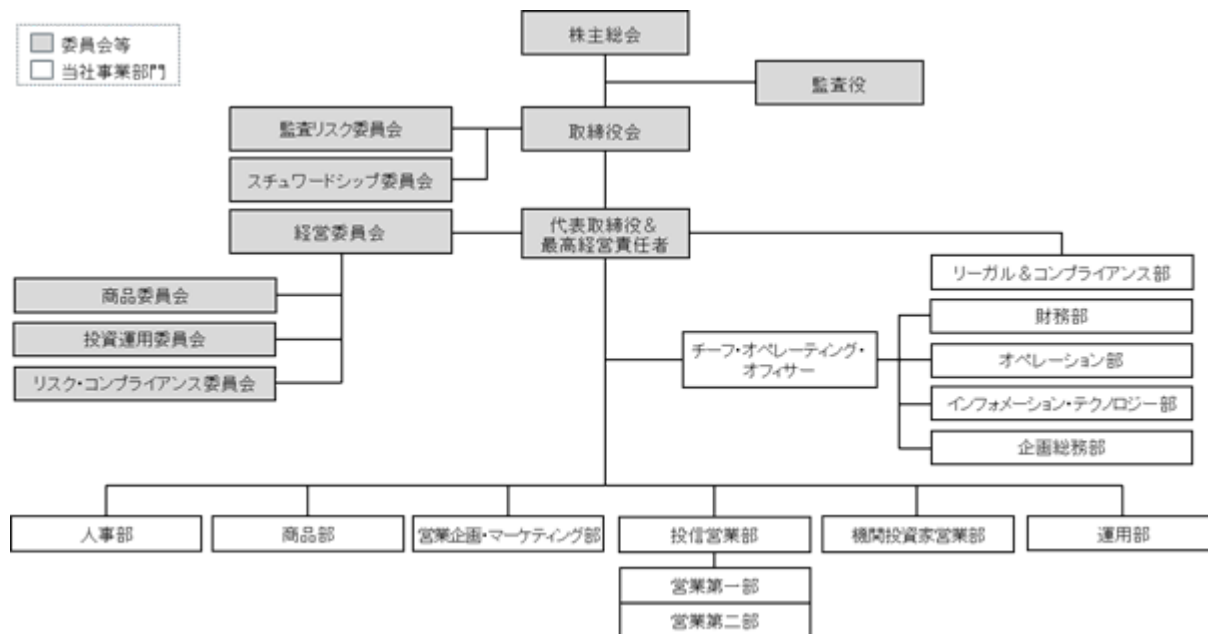
第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等（2019年6月末現在）

資本金の額	649.5百万円
発行する株式の総数	30,000株
発行済株式総数	23,060株

(2) 委託会社の機構（2019年6月末現在）



・会社の意思決定機構

取締役会は、当社の業務方針その他重要な事項を決し、取締役の職務の執行を監督する機関で、3名以上の取締役をもって構成します。取締役は株主総会において選任されます。取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終了の時までとし、任期満了前に退任した取締役の後任として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時まで、また、増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役の中より代表取締役を1名以上選任することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長は取締役会ごとに出席取締役の中から選任します。

取締役会は、定款および取締役会規程に定める事項のほか、経営委員会が上申する業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行います。

・運用体制

委託会社では、株式・債券などの有価証券に投資する際には、その証券が持つ本源的価値以上の価格で取引されている有価証券に投資するべきでないとの運用哲学に基づき、運用を行っております。

委託会社における意思決定プロセスは、まず投資運用委員会において投資方針の決定を行います。運用部は投資環境の調査・分析を行い、これらの調査・分析結果を踏まえ、投資運用委員会により決定された投資方針に基づいて、投資判断を行います。投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認が求められます。また、投資リスクのモニタリング等も行います。

運用部から独立したリーガル＆コンプライアンス部は、法令・ガイドライン等の遵守状況のチェックを行います。オペレーション部は、運用状況および投資リスクのモニタリングのサポートを行い、必要なデータ等を提供します。これらの結果を運用部にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、2019年6月末現在、以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	32	576,466 百万円
合計	32	576,466 百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
また、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期事業年度（自平成30年 4月 1日至平成30年12月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

	(単位:千円)	
	前事業年度 (平成30年 3月31日)	当事業年度 (平成30年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,883,176	1,782,877
有価証券	568,217	551,650
前払費用	31,218	30,418
未収委託者報酬	1,286,410	883,464
未収投資顧問料	600,390	138,471
未収入金	104,591	85,890
未収消費税等	-	2,938
流動資産合計	4,474,005	3,475,711
固定資産		
有形固定資産		1
建物	58,380	53,100
器具備品	32,365	23,540
リース資産	2,415	10,303
有形固定資産合計	93,161	86,944
無形固定資産		2
ソフトウェア	7,357	14,916
電話加入権	288	288
無形固定資産合計	7,645	15,204
投資その他の資産		
長期差入保証金	79,834	78,039
繰延税金資産	169,310	183,613
その他	6,432	6,432
投資その他の資産合計	255,577	268,085
固定資産合計	356,384	370,234
資産合計	4,830,390	3,845,945
負債の部		
流動負債		
未払金		
未払手数料	649,885	420,211
関係会社未払金	459,261	307,063
その他未払金	58,581	15,886
未払費用	42,189	45,119
未払法人税等	242,612	45,596
預り金	191,732	16,608
賞与引当金	316,868	517,617
未払消費税等	39,055	-
リース債務	1,923	2,466
流動負債合計	2,002,110	1,370,569
固定負債		
退職給付引当金	246,861	249,086
リース債務	642	8,661
固定負債合計	247,503	257,747
負債合計	2,249,614	1,628,317
純資産の部		
株主資本		
資本金	649,500	649,500
資本剰余金		
資本準備金	616,875	616,875
資本剰余金合計	616,875	616,875
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,314,401	951,253
利益剰余金合計	1,314,401	951,253
株主資本合計	2,580,776	2,217,628
純資産合計	2,580,776	2,217,628
負債・純資産合計	4,830,390	3,845,945

(2)【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)	当事業年度 (自 平成30年 4月 1日 至 平成30年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	6,822,376	4,532,349
投資顧問料	555,917	128,214
その他営業収益	389,007	239,433
営業収益合計	7,767,301	4,899,996
営業費用		
支払手数料	2,575,757	1,786,355
広告宣伝費	109,887	65,382
調査費	260,096	200,544
委託調査費	1,880,052	1,086,269
委託計算費	93,355	70,414
通信費	25,563	15,278
諸会費	5,197	4,281
営業費用合計	4,949,911	3,228,526
一般管理費		
役員報酬	272,008	147,744
給料・手当	714,264	512,086
賞与	223,825	114,629
交際費	13,795	5,967
旅費交通費	34,203	31,900
租税公課	35,804	23,864
不動産賃借料	120,848	94,429
退職給付費用	74,560	44,046
減価償却費	28,261	18,632
採用費	21,269	21,414
専門家報酬	16,093	20,310
業務委託費	65,241	44,578
敷金の償却	5,365	1,266
諸経費	37,363	26,777
一般管理費合計	1,662,906	1,107,647
営業利益	1,154,483	563,822
営業外収益		
受取利息	4	2
受取配当金	18,922	12,181
雑収入	144	24
営業外収益合計	19,071	12,209
営業外費用		
有価証券売却損	-	9,000
有価証券評価損	36,275	7,566
為替差損	13,192	926
営業外費用合計	49,467	17,493
経常利益	1,124,087	558,538
特別利益		
リース債務免除益	-	1,925
特別利益合計	-	1,925
特別損失		
固定資産除却損	0	2,146
特別損失合計	0	2,146
税引前当期純利益	1,124,087	558,316
法人税、住民税及び事業税	371,826	221,767
法人税等調整額	37,892	14,302
法人税等合計	409,719	207,464
当期純利益	714,368	350,851

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)

(単位:千円)

項目	株主資本				純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
当期首残高	649,500	616,875	1,013,033	2,279,408	2,279,408
当期変動額					
剰余金の配当	-	-	413,000	413,000	413,000
当期純利益	-	-	714,368	714,368	714,368
当期変動額合計	-	-	301,368	301,368	301,368
当期末残高	649,500	616,875	1,314,401	2,580,776	2,580,776

当事業年度（自 平成30年 4月 1日 至 平成30年12月31日）

(単位:千円)

(単位:千円)

項目	株主資本				純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
当期首残高	649,500	616,875	1,314,401	2,580,776	2,580,776
当期変動額					
剰余金の配当	-	-	714,000	714,000	714,000
当期純利益	-	-	350,851	350,851	350,851
当期変動額合計	-	-	363,148	363,148	363,148
当期末残高	649,500	616,875	951,253	2,217,628	2,217,628

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

売買目的有価証券

時価法により行っています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

平成19年3月31日以前に取得したもの

旧定額法によっております。

平成19年4月1日以降に取得したもの

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	10年～18年
器具備品	3年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

但し、当期の計上額はありません。

(2) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金の支払に備えて、当社退職金規程及び特別退職慰労引当金規程に基づく当期末自己都合退職金要支給額を計上しております。また、内規に基づく役員退職慰労引当金を退職給付引当金に含めて計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 決算日変更に関する事項

当社は平成30年6月25日開催の株主総会で決算日を3月31日から12月31日に変更致しました。これに伴い、平成30年12月期の事業年度は平成30年4月1日から平成30年12月31日までの9ヶ月間となりました。

表示方法の変更

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」77,783千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」169,310千円に含めて表示しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

- 1 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

	前事業年度 (平成30年 3月31日現在)	当事業年度 (平成30年12月31日現在)
建物	54,975 千円	60,256 千円
器具備品	77,902 千円	86,374 千円
リース資産	16,485 千円	1,114 千円
計	149,363 千円	147,745 千円

- 2 無形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

	前事業年度 (平成30年 3月31日現在)	当事業年度 (平成30年12月31日現在)
ソフトウェア	23,299 千円	23,628 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度 末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	23,060	-	-	23,060
合計	23,060	-	-	23,060

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月27日 定時株主総会	普通株式	413	利益剰余金	17,910	平成29年3月31日	平成29年6月27日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月25日 定時株主総会	普通株式	714	利益剰余金	30,962	平成30年3月31日	平成30年6月25日

当事業年度（自 平成30年 4月 1日 至 平成30年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度 末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	23,060	-	-	23,060
合計	23,060	-	-	23,060

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月25日 定時株主総会	普通株式	714	利益剰余金	30,962	平成30年3月31日	平成30年6月25日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成31年3月25日 定時株主総会(予定)	普通株式	350	利益剰余金	15,177	平成30年12月31日	平成31年3月25日 (予定)

(リース取引関係)

1. ファイナンスリース取引

所有権移転外ファイナンスリース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、コピー機(器具備品)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法 (3) リース資産」に記載の通りであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

該当事項はありません。

(金融商品関係)

(1) 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業などの金融サービス事業を行っております。そのため、資金運用については預金等の短期的で安全性の高い金融資産に限定し、顧客利益に反しない運用を行っております。また、借入等の資金調達及びデリバティブ取引は行っておりません。

金融商品の内容およびリスク

有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債権である未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっております。

営業債権である未収投資顧問料は、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっているため、リスクは僅少となっております。

営業債権である未収入金は、主に同一の親会社をもつ会社への債権であり、リスクは僅少となっております。

長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されております。

また、営業債務である未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

金融商品に係るリスク管理体制

当社は、有価証券について、毎月末に時価を算出し評価損益を把握しております。

また、営業債権について、定期的に期日管理及び残高管理を行っております。

長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、定期的に管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下の通りであります。

前事業年度（平成30年 3月31日）

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	1,883,176	1,883,176	-
(2) 有価証券	568,217	568,217	-
(3) 未収委託者報酬	1,286,410	1,286,410	-
(4) 未収投資顧問料	600,390	600,390	-
(5) 未収入金	104,591	104,591	-
(6) 長期差入保証金	79,834	79,834	-
(7) 未払金	(1,167,728)	(1,167,728)	-

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

当事業年度（平成30年12月31日）

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	1,782,877	1,782,877	-
(2) 有価証券	551,650	551,650	-
(3) 未収委託者報酬	883,464	883,464	-
(4) 未収投資顧問料	138,471	138,471	-
(5) 未収入金	85,890	85,890	-
(6) 長期差入保証金	78,039	78,039	-
(7) 未払金	(743,161)	(743,161)	-

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 未収委託者報酬、(4) 未収投資顧問料、(5) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成30年 3月31日）

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,883,176	-	-	-
未収委託者報酬	1,286,410	-	-	-
未収投資顧問料	600,390	-	-	-
未収入金	104,591	-	-	-
長期差入保証金	-	79,834	-	-
合計	3,874,569	79,834	-	-

当事業年度（平成30年12月31日）

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,782,877	-	-	-
未収委託者報酬	883,464	-	-	-
未収投資顧問料	138,471	-	-	-
未収入金	85,890	-	-	-
長期差入保証金	-	78,039	-	-
合計	2,890,703	78,039	-	-

(有価証券関係)

(1) 売買目的有価証券

	前事業年度 平成30年 3月31日	当事業年度 平成30年12月31日
事業年度の損益に含まれた評価差額（は損）	36,275 千円	7,566 千円

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職金制度の概要

退職一時金制度を採用しております。退職給付会計に関する実務指針(平成11年9月14日 日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当期末において発生していると認められる額を計上しております。また、内規に基づく役員退職慰労金の当期末所要額も退職給付引当金に含めて計上しております。

2. 退職給付債務に係る期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)	当事業年度 (自 平成30年 4月 1日 至 平成30年12月31日)
退職給付引当金期首残高	263,329 千円	246,861 千円
退職給付費用	75,827 千円	53,422 千円
退職給付の支払額	92,295 千円	51,197 千円
退職給付引当金期末残高	246,861 千円	249,086 千円

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)	当事業年度 (自 平成30年 4月 1日 至 平成30年12月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	75,827 千円	53,422 千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成30年 3月31日)	当事業年度 (平成30年12月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金損金算入限度超過額	44,689 千円	79,174 千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	75,588 千円	76,270 千円
未払費用否認額	8,740 千円	3,494 千円
未払事業税	14,511 千円	2,844 千円
その他	25,783 千円	21,832 千円
繰延税金資産の総額	169,311 千円	183,613 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成30年 3月31日)	当事業年度 (平成30年12月31日)
法定実効税率	30.86 %	30.62 %
(調整)		
所得拡大促進税制に係る特別控除	2.62 %	- %
住民税均等割	0.08 %	0.31 %
交際費等永久差異	0.84 %	0.78 %
役員給与永久差異	7.50 %	5.41 %
その他	0.22 %	0.04 %
税効果会計適用後の法人税の負担率	36.45 %	37.16 %

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

前事業年度（自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日）

兄弟会社等

属 性	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	ビービーエム アメリカ インク	米国 イリノイ州	1千 米ドル	投資 運用業	なし	調査業務の委託	委託調査費の 支払(注1)	115,968	未払金	20,862
親会社の子会社	イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッド	シンガポール	1百万 シンガ ポール ドル	投資 運用業	なし	サービス契約	その他営業収 益の受取(注2)	389,007	未収入金	89,251
						調査業務の委託 計算業務の委託 情報システム 関係契約 役員の兼任	委託調査費の 支払(注1)	1,764,083	未払金	414,815
							委託計算費の 支払(注1)	14,824		
							情報関連費の 支払	27,060	未払金	5,316
親会社の子会社	イーストスプリング・インベストメンツ・サービス・プライベートリミテッド	シンガポール	1千5万 シンガ ポール ドル	その他 サービ ス業	なし	商標使用契約 役員の兼任	ロイヤリティ の支払	35,855	未払金	5,777
親会社の親会社	ブルーデンシャル・ホールディングス・リミテッド	英国 ロンドン市	3,463百万 英ポンド	持株 会社	なし	管理業務の委託	業務委託	75,508	未払金	-
親会社の子会社	ブルーデンシャル・サービス・アジア	マレーシア	319百万 マレーシア リングgit	サービ ス業	なし	情報システム 関連契約	業務委託	47,716	未払金	12,489

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)委託調査費及び委託計算費は、第三者との取引と同様の契約に基づき決定されております。

(注2)その他営業収益は関連会社等が運用する海外投信に係る通信・取次ぎ・翻訳業務のサービス報酬であります。

料率は関連会社間で協議の上合理的に決定しております。

当事業年度（自 平成30年4月 1日 至 平成30年12月31日）

兄弟会社等

属 性	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	ビービーエム アメリカ インク	米国 イリノイ州	1千 米ドル	投資 運用業	なし	調査業務の委託	委託調査費の 支払(注1)	69,051	未払金	7,628
親会社の子会社	イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッド	シンガポール	1百万 シンガ ポール ドル	投資 運用業	なし	サービス契約	その他営業収 益の受取(注2)	239,433	未収入金	71,742
						調査業務の委託 計算業務の委託 情報システム 関係契約 役員の兼任	委託調査費の 支払(注1)	1,016,583	未払金	281,189
							委託計算費の 支払(注1)	11,407		
							情報関連費の 支払	32,364	未払金	6,097
親会社の子会社	イーストスプリング・インベストメンツ・サービス・プライベートリミテッド	シンガポール	1千5万 シンガ ポール ドル	その他 サービ ス業	なし	商標使用契約 役員の兼任	ロイヤリティ の支払	22,714	未払金	4,647
親会社の親会社	ブルーデンシャル・ホールディングス・リミテッド	英国 ロンドン市	3,463百万 英ポンド	持株 会社	なし	管理業務の委託	業務委託	49,514	未収入金	13,971
親会社の子会社	ブルーデンシャル・サービス・アジア	マレーシア	319百万 マレーシア リングgit	サービ ス業	なし	情報システム 関連契約	業務委託	41,551	未払金	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)委託調査費及び委託計算費は、第三者との取引と同様の契約に基づき決定されております。

(注2)その他営業収益は関連会社等が運用する海外投信に係る通信・取次ぎ・翻訳業務のサービス報酬であります。

料率は関連会社間で協議の上合理的に決定しております。

2. 親会社に関する注記

ブルーデンシャル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッド（非上場）

(資産除去債務関係)

当社は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を、資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社の報告セグメントは「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1. 製品及びサービスごとの情報

前事業年度（自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日）

(単位:千円)

	委託者報酬	投資顧問料	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	6,822,376	555,917	389,007	7,767,301

当事業年度（自 平成30年 4月 1日 至 平成30年12月31日）

(単位:千円)

	委託者報酬	投資顧問料	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	4,532,349	128,214	239,433	4,899,996

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)	当事業年度 (自 平成30年 4月 1日 至 平成30年12月31日)
1株当たり純資産額	111,915円72銭	96,167円75銭
1株当たり当期純利益金額	30,978円67銭	15,214円74銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)	当事業年度 (自 平成30年 4月 1日 至 平成30年12月31日)
当期純利益	714,368千円	350,851千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株主に係る当期純利益	714,368千円	350,851千円
普通株式の期中平均株式数	23,060株	23,060株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称： 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
 資本金の額： 324,279百万円（2019年3月末現在）
 事業の内容： 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社>

名称： 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
 資本金の額： 10,000百万円（2019年3月末現在）
 事業の内容： 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (2019年3月末現在)	事業の内容
岡三証券株式会社	5,000百万円	金融商品取引法に定める 第一種金融商品取引業を 営んでいます。
むさし証券株式会社	5,000百万円	
播陽証券株式会社	112百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
マネックス証券株式会社	12,200百万円	
株式会社ＳＢＩ証券	48,323百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
株式会社広島銀行	54,573百万円	銀行法に基づき、銀行業 を営んでいます。
スルガ銀行株式会社	30,043百万円	

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託者として信託財産の保管、管理等を行います。なお、信託事務の一部につき、再信託受託会社に委託することがあります。

(2) 販売会社

当ファンドの受益権の募集の取扱いおよび販売、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金および償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- 1．目論見書の表紙に、委託会社の名称および本店の所在地ならびに販売会社の名称を記載し、当ファンドのロゴ・マーク、図案、愛称等を記載することがあります。また、委託会社の名称等、当ファンドの概略的性格を表示する文言を記載することがあります。
- 2．届出書本文「第一部 証券情報」および「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。また、「投資信託の仕組み」および「投資信託の特徴」について記載することがあります。
- 3．届出書本文「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」等の情報について、表等の表示に加えて、グラフで表示した情報を目論見書に添付することがあります。
- 4．目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネット等に掲載されることがあります。
- 5．目論見書は別称として、「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用することがあります。
- 6．投資信託説明書（交付目論見書）の表紙に、委託会社の金融商品取引業者登録番号および目論見書の使用開始日を記載することがあります。
- 7．投資信託説明書（請求目論見書）に当ファンドの約款の全文を添付することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成31年3月4日

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大橋 泰二
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているイーストスプリング・インベストメンツ株式会社の平成30年4月1日から平成30年12月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の平成30年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年7月31日

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているイーストスプリング・タイ株式オープンの2018年12月11日から2019年6月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーストスプリング・タイ株式オープンの2019年6月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。